

福岡県医発第955号(地)

平成17年8月12日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 竹 嶋 康 弘



診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

標記施行令の一部を改正する政令及び診療放射線技師法施行規則の一部を改正する省令が本年7月29日に公布、8月8日に施行されるに伴い、日本医師会及び福岡県保健福祉部より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、近年の医学医術の進歩によって、かつては医療において利用されていなかった放射線が放射線治療の中で利用されるようになってきていることから診療放射線技師が人体に対して照射することができる放射線の種類を拡大するものであります。

なお、本改正により、診療放射線技師法第2条第1項第5号の政令で定める電磁波又は粒子線として①陽子線及び重イオン線、②中性子線が定められています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





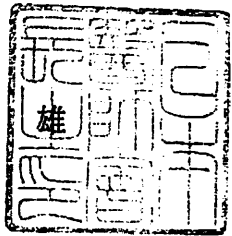
日医発第376号(地I81)

平成17年8月8日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植松 治



診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令及び診療放射線技師法施行規則の一部を改正する省令が、本年7月29日に公布、8月8日より施行されるに伴い、今般厚生労働省医政局長より都道府県知事宛に標記通知が発出されました。

本件は、近年の医学の進歩により、かつては医療において利用されていなかった放射線が放射線治療の中で利用されるようになってきていることから、診療放射線技師が人体に対して照射することができる放射線の種類を拡大するものであります。本改正により、診療放射線技師法第2条第1項第5号の政令で定める電磁波又は粒子線として、①陽子線及び重イオン線、②中性子線が定められました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。



17医指第1366号
平成17年8月10日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県病院協会长
社団法人福岡県私設病院協会长
社団法人福岡県精神科病院協会长
全国自治体病院協議会福岡県支部長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県放射線技師会長

殿

福岡県保健福祉部長
(医療指導課)

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令等の施行について

本県の保健福祉行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省医政局長より、別添（写）のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

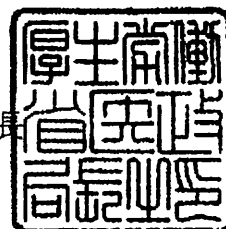


医政発第0729011号

平成17年7月29日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令の施行について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

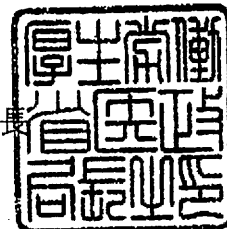
標記について、今般、別添のとおり各都道府県知事に対して通知を発出しましたので、御了知いただきますとともに、会員各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。



医政発第0729011号
平成17年7月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第265号。以下「改正政令」という。）及び診療放射線技師法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第128号。以下「改正省令」という。）が本年7月29日に公布され、本年8月8日から施行されるところである。改正政令・改正省令（以下「改正政令等」という。）の趣旨、内容等は、下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

第1 改正政令等の趣旨

昭和43年に、診療エックス線技師法が改正され、診療放射線技師が国家資格として設けられ、診療放射線技師は、①アルファ線及びベータ線、②ガンマ線、③百万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線、④エックス線、⑤その他政令で定める電磁波又は粒子線を人体に対して照射することができることとされた。しかし、当時は①から④まで以外の放射線が医療において利用されていなかったため、⑤その他政令で定める電磁波又は粒子線は、医学技術の進歩に伴い、改めて診療放射線技師が取り扱うこととする場合に政令で定めることとしていたところである。

今回の改正政令等は、近年の医学医術の進歩によって、かつては医療において利用されていなかった放射線が放射線治療の中で利用されるようになってきていることから、上記趣旨も踏まえ、放射線技師が人体に対して照射することができる放射線の種類を拡大するものである。

第2 改正政令等の内容

診療放射線技師が人体に対して照射することができる放射線として診療放射線技師法第2条第1項第5号に定める電磁波又は粒子線を、以下のとおりとする。

- (1) 陽子線及び重イオン線
- (2) 中性子線

第3 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日（平成17年8月8日）から施行することとする。

官報

(号 外)

独立行政法人国立印刷局

(号外第 171 号)

官 報

平成 17 年 7 月 29 日 金曜日

1

目次

〔法 律〕

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律 (八八)

○総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律 (八九)

○母体保護法の一部を改正する法律 (九〇)

○文字・活字文化振興法 (九一)

〔政 令〕

○経済産業省組織令の一部を改正する政令 (二五八)

○通関業務施行令の一部を改正する政令 (二五九)

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二六〇)

○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二六一)

○農業経営基盤強化促進法施行令及び農地法施行令の一部を改正する政令 (二六二)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令 (二六三)

○予防接種法施行令の一部を改正する政令 (二六四)

○診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令 (二六五)

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令 (二六六)

○防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令 (二六七)

○有限責任事業組合契約に関する法律の施行期日を定める政令 (二六八)

○有限責任事業組合契約に関する法律施行令 (二六九)

〔条 約〕

○社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定 (二〇)

〔府 令〕

○防衛庁職員給与施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府八七)

○防衛庁の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する内閣府令 (同八八)

○企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (同八九)

〔省 令〕

○予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令 (厚生労働一七)

○診療放射線技師法施行規則の一部を改正する省令 (同二二八)

○有限責任事業組合契約に関する法律施行規則 (経済産業七四)

〔告 示〕

○社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生に関する件 (外務七一五)

○厚生年金保険の第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める等の件の一部を改正する件 (社会保険庁三二)

本号で公布された 法令のあらまし

◇防衛庁設置法等の一部を改正する法律 (法律第八八号) (防衛庁)

一 防衛庁設置法の一部改正関係

1 自衛官の定数を改めることとした。(第八八条関係)

2 統合幕僚監部、統合幕僚長等を新設し、その所掌事務及び職務等を定めることとした。(第一六条、第二二条、第二三条及び第二六条、第二八条関係)

3 陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部の所掌事務を改めるとともに、幕僚監部の所掌事務の特例を定めることとした。(第二四条及び第二五条関係)

4 情報本部を本庁に置く特別の機関とするとともに、その所掌事務を改めることとした。(第二九条関係)

二 自衛隊法の一部改正関係

1 統合幕僚監部の新設及び情報本部の改編に伴い所要の規定の整備を行うこととした。(第二二条、第五二条、第二二条、第九六条及び第一〇〇条の二関係)

2 統合幕僚長の職務等を定めることとした。(第八八条、第九九条の二関係)

3 即応予備自衛官の員数を改めることとした。(第七五条の二関係)

4 弾道ミサイル等に対する破壊措置
(一) 長官は、弾道ミサイル等(弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ)が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。)の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができるとした。(第八二条の二第一項関係)

- ◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二六三号）（農林水産省）
- 1 日本農林規格を制定できる農林物資として農産物又は畜産物を原料又は材料とする飼料の追加等を行うこととした。（第一条関係）
 - 2 登録認定機関及び登録外国認定機関の登録等に係る手数料の額を定めることとした。（第三条、第五条、第六条及び第九条関係）
 - 3 登録認定機関及び登録外国認定機関の登録の有効期間を四年とすることとした。（第四条及び第八条関係）
 - 4 登録外国認定機関の事務所等における検査に要する費用のうち、登録外国認定機関の負担とする費用を定めることとした。（第七条関係）
 - 5 都道府県知事の処理する事務の対象となる者に品質に関する表示の基準が定められている農林物資の輸入業者を追加することとした。（第一条関係）
 - 6 この政令は、平成一八年三月一日から施行することとした。ただし、1については、公布の日から施行することとした。
- ◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第二六四号）（厚生労働省）
- 1 麻疹及び風しんに係る定期の予防接種の対象者を次のとおりとすることとした。
 - (一) 生後一二月から生後二四月に至るまでの間にある者
 - (二) 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
 - 2 日本脳炎に係る定期の予防接種の対象者から一四歳以上一六歳未満の者を削除することとした。
 - 3 1については、この政令の施行の前日に予防接種法第三条第一項の規定により行われた麻疹又は風しんに係る予防接種を受けた者及び当該予防接種に相当する予防接種であつて市町村長以外の者により行われたものを受けた者については、適用しないこととした。
 - 4 この政令は、平成一八年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

- ◇診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令（政令第二六五号）（厚生労働省）
- 1 診療放射線技師が人体に対して照射できる放射線に、陽子線及び重イオン線並びに中性子線を加えることとした。（第一条関係）
 - 2 この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。
- ◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二六六号）（防衛庁）
- 1 国費等の輸送について、国費等の範囲に国防大臣の規定を追加することとした。（第二二六条の一六関係）
 - 2 この政令は、公布の日から施行することとした。
- ◇防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第二六七号）（防衛庁）
- 1 防衛大学校等の教授等に適用されている一般職の職員の給与に関する法律別表第六イ教育職俸給表（一）の経過措置の規定の削除に伴い、俸給表の適用範囲の区分その他所要の改正を行うこととした。（第三条、第二二条の五、第二二条の六、附則第一四項、別表第一、別表第二の二及び別表第五の二関係）
 - 2 教育職俸給表（一）の適用を受ける職員に対する経過措置により支給される俸給の調整額に關し、所要の規定を整備することとした。（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第五項、第七項関係）
 - 3 この政令は、公布の日から施行することとした。
- ◇有限責任事業組合契約に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二六八号）（経済産業省）
- 1 有限責任事業組合契約に関する法律（平成一七年法律第四〇号）の施行期日は、平成一七年八月一日とすることとした。
- ◇有限責任事業組合契約に関する法律施行令（政令第二六九号）（経済産業省）
- 1 性質上組合員の責任の限度を出資の価額とするものが適当でない業務として、公認会計士法（昭和二十三年法律第一〇三号）第二条第一項に規定する業務等を定めることとした。（第一条関係）

- ◇社会保険に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（条約第一〇号）（外務省）
- この協定は、我が国とアメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）との間で年金制度及び医療保険制度の適用調整を行うこと並びに両国での保険期間の通算によるそれぞれの国における年金の受給権を確立することを目的とするものであり、その内容の要は、次のとおりである。
- 1 この協定の対象は、日本国に關し、年金制度については国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金及び私立学校教職員共済年金を、医療保険制度については健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法及び私立学校教職員共済法により実施される医療保険制度とし、合衆国に關し、連邦老齢・遺族・障害保険制度に関する社会保障法及び内国輸入法とする。（第二条関係）
 - 2 一方の締約国の法令の適用を受けているが又は受けたことがあつた者等が他方の締約国内に通常居住するものは、当該他方の締約国の法令の適用に關して当該他方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。自国外に通常居住すること等のみを理由として給付を受ける権利の取得等を制限する一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国内に通常居住する者には適用しない。この規定は、一定の場合に、日本国内に通常居住していることを要件とする日本国の法令の規定に影響を及ぼさない。（第三条関係）
 - 3 一方の締約国内で就労する者については、原則として、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第四条一関係）
 - 4 一方の締約国の年金制度及び医療保険制度に加入する者であつて、当該一方の締約国から他方の締約国に一時的に派遣されるもの、又は一時的に他方の締約国内で自営業者として就労するものについては、その派遣又は自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者に対して当該一方の締約国の法令のみを適用する。派遣又は自営活動が五年を超えて継続される場合には、当該他方の締約国の権限のある当局等は、第四条八の規定に従つて、引き続き当該他方の締約国の法令の適用を免除することができる。これらの規定は、一方の締約国から第三国に派遣された者が、その後、当該第三国から他方の締約国に派遣される場合にも適用される。（第四条二、四関係）
 - 5 日本国の旗を掲げる海上航行船舶又は合衆国の船舶の乗組員としての雇用について両締約国の法令が適用される者については、その者が通常居住する締約国の法令を適用し、航空機の乗組員としての雇用については、雇用者の業務上の本拠が置かれている締約国の法令を適用する。また、この協定は、外交関係に関するウィーン条約又は領事関係に関するウィーン条約の規定に影響を及ぼさず、一方の締約国の公務員等が他方の締約国内に派遣される場合には、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第四条五、七関係）
 - 6 両締約国の権限のある当局等は、申請に基づき、第四条の規定の例外を認めることについて合意することができ、（第四条八関係）
 - 7 日本国内で就労する者で、合衆国の法令の適用を受けるものに随伴する配偶者等が日本国民以外の者の場合には、原則として日本国の法令は適用しない。当該配偶者等が日本国民の場合には、日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従つて決定する。（第四条九関係）
 - 8 第四条の規定は、強制加入についてのみ適用する。同条二及び四の規定は、日本国で就労する者が、日本国の年金制度に加入していない場合には適用しない。（第四条一〇関係）
 - 9 合衆国の実施機関は、日本国の法令による三箇月の保険期間ごとに一加入四半期を付与すること、それにより合衆国の給付を受ける権利が確立される場合には、合衆国の法令に従い、給付の額を計算すること及び日本国の法令による保険期間には保険料納付期間その他の期間を含み、第三号被保険者としての保険期間等は原則として除かれること等合衆国側のみ適用される事項を定める。（第五条関係）

第十九条の四	第十八条第一項第五号から第七号まで	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（平成十七年法律第六十七号）以下「改正法」という。附則第三十三条第三項の規定により読み替えて適用される改正法による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「新法」という。）第十八条第一項第九号
第十九条の五第四項	第十九条の三の二	法附則第十三条第一項
第十九条の六第一項第一号	第十八条第一項若しくは第三項	改正法附則第十三条第三項の規定により読み替えて適用される新法第十八条第一項、新法第十八条第二項

（独立行政法人農林水産消費技術センター等の行う格付に係る手数料の額の認可に関する経過措置）

第三条 改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定によりいずれもなおその効力を有するものとされた旧法第十四条第三項及び改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第十九条の五第一項において準用する旧法第十四条第三項の規定による手数料の額の認可については、この政令による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第三条（旧令第十六条において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

（認定外国製造業者等の工場等における検査に要する費用の負担に関する経過措置）

第四条 改正法附則第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第一項の規定によりいずれもなおその効力を有するものとされた旧法第十九条の六第一項第七号の検査に要する費用については、旧令第二十條の規定は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第十九条の六の三第二項第四号及び改正法附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第十九条の六の四第二項において準用する旧法第十九条の六の三第二項第四号の検査に要する費用については、旧令第二十四條（旧令第二十八條において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

（都道府県が処理する事務に関する経過措置）

第五条 改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第二十三条第一項の規定により都道府県知事が行うこととすることができる農林水産大臣の権限に属する事務については、旧令第三十條第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、なおその効力を有する。

（農林物資規格調査会令の一部改正）

第六条 農林物資規格調査会令（平成十二年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「第九条の二」を「第十条」に改める。

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 村上誠一郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

予防疫種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年七月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百六十四号

予防疫種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防疫種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防疫種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の表麻しんの項及び風しんの項を次のように改める。

麻しん	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

第一条の二の表日本脳炎の項定期の予防疫種の対象者の欄第三号を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の二の表日本脳炎の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の予防疫種法施行令第一条の二の表麻しんの項及び風しんの項の規定は、この政令の施行の日前に予防疫種法第三条第一項の規定により行われた麻しん又は風しんに係る予防疫種を受けた者及び当該予防疫種に相当する予防疫種であつて市町村長以外の者により行われたものを受けた者については、適用しない。

種に相当する予防疫種であつて市町村長以外の者により行われたものを受けた者については、適用しない。

厚生労働大臣 尾辻 秀久
内閣総理大臣 小泉純一郎

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年七月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百六十五号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二条第一項第五号及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三を第一条の四とし、第一条の二を第一条の三とし、第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（電磁波又は粒子線）

第一条 診療放射線技師法（以下「法」という。）第二条第一項第五号の政令で定める電磁波又は粒子線は、次のとおりとする。

一 陽子線及び重イオン線
二 中性子線

第七条中「診療放射線技師法（以下「法」という。）を「法」に改める。
第十八条中「第一条、第一条の三第二項を「第一条の二、第一条の四第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 尾辻 秀久
内閣総理大臣 小泉純一郎

(第二期予防接種)
第十四条 麻しん及び風しんの第二期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

第十七条を削り、第六章を第五章とする。
第七章中第十八条を第十七条とし、同章を第六章とする。

附則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定（予防接種実施規則第九条から第十一条までの改正規定並びに同令第十七条を削る部分及び同令第七章中第十八条を第十七条とする部分に限る。）は、公布の日から施行する。

〇厚生労働省令第二百二十八号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第二百六十五号）の施行に伴い、診療放射線技師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年七月二十九日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

診療放射線技師法施行規則の一部を改正する省令

診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第一条」を「第一条の二」に改める。

第二条中「第一条の二第五号」を「第一条の三第五号」に改める。

第三条第一項中「第一条の三第二項」を「第一条の四第二項」に改める。

附則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

〇経済産業省令第七十四号

有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の規定に基づき、有限責任事業組合契約に関する法律施行規則を次のように制定する。

平成十七年七月二十九日

経済産業大臣臨時代理 国務大臣 中山 成彬

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 電磁的記録等（第二条―第四条）

第三章 業務執行の決定方法（第五条）

第四章 会計帳簿の記載方法等（第六条―第十三条）

第五章 貸借対照表等の記載方法等

第一節 総則（第十四条―第十九条）

第二節 貸借対照表（第二十条―第二十七条）

第三節 損益計算書（第二十八条―第三十四条）

第四節 附属明細書（第三十五条）

第六章 組合財産の分配等（第三十六条―第三十九条）

第一章 総則

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 電磁的記録等

(電磁的記録)

第二条 法第四条第二項に規定する経済産業省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(署名又は記名押印に代わる措置)

第三条 法第四条第二項に規定する経済産業省令で定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第四条 法第三十一条第六項第二号に規定する経済産業省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

第三章 業務執行の決定方法

(総組合員の同意を要しない重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財)

第五条 法第十二条第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 その価額が組合の純資産額（純資産額が二十億円を上回る場合には、二十億円。次号において同じ。）を下回る財産の処分及び譲受け（当該処分又は譲受けによる組合の財産上の損害の額が組合の純資産額から組合員による出資の総額（当該処分又は譲受けの日までに法第三十四条第二項の規定による組合財産の分配があつたときは、組合員による出資の総額から同条第三項の規定により組合契約書に記載された額の合計額を控除して得た額）を控除して得た額を上回るものを除く。）

二 その価額が組合の純資産額を下回る借財（当該借財により組合の借入金の額が組合の純資産額以上となるものを除く。）

第四章 会計帳簿の記載方法等

(会計帳簿の記載方法)

第六条 法第二十九条第一項の規定により作成する組合の会計帳簿の記載方法は、この章の定めるところによる。

(財産の評価)

第七条 組合の会計帳簿に記載すべき財産に付すべき価額については、商法施行規則（平成十四年法律省令第二百二二号）に定めるところによる。

(金銭以外の財産による出資の評価)

第八条 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、出資の価額として、当該財産の市場価格（市場価格がない場合には、一般に合理的と認められる評価額）により算定された価額、次条第一項において同じ。）を付さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市場価格がない場合であつて、一般に合理的と認められる評価額が確立されていない財産については、出資の価額として、当該財産を出資する者の当該出資の直前における当該財産の適正な帳簿価額又は会計帳簿上当該財産が存在することを示す備忘価格を付すものとする。

(金銭以外の組合財産を分配する場合の分配金の価額)

第九条 金銭以外の組合財産を分配するときは、分配金の価額として、当該組合財産の市場価格を付さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市場価格がない場合であつて、一般に合理的と認められる評価額が確立されていない組合財産については、分配金の価額として、当該分配の直前における当該組合財産の適正な帳簿価額を付すものとする。